

香川地方最低賃金審議会  
 第3回 香川県はん用機械器具、生産用機械器具、業務用  
 機械器具製造業最低賃金専門部会議事要旨

開 催 日 時	平成28年10月6日 9時53分～11時05分		
出 席 状 況	公益を代表する委員	出席2人	定数3人
	労働者を代表する委員	出席3人	定数3人
	使用者を代表する委員	出席3人	定数3人
主 要 議 題	香川県はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具 製造業最低賃金について (金額審議)		
議 事 要 旨	<p>1. 金額審議について</p> <p>前回の続きとして、金額提示を求めたところ</p> <p>労働者側 : 第1回提示額 871円(+21円)</p> <p>根拠 : 香川県特定最低賃金(造船業:10月6日現在使用者側提示額+20円)を考慮した。</p> <p>使用者側 : 第1回提示額 866円(+16円)</p> <p>根拠 : 歩み寄りが必要と考えた。</p> <p>労働者側、使用者側共にこれ以上歩み寄る様子が見えませんが、審議も尽くしており、双方より公益側に一任するとの申出があったので、公益案: +19円 時間額869円を提示したところ、異議なく全会一致で決定。直ちに香川労働局長あて答申された。</p>		